

3 介護予防訪問看護費

基本部分		注 准看護師の場合	注 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	注 夜間若しくは早朝の場合又は深夜の場合	注 2人以上による介護予防訪問看護を行う場合	注 1時間30分以上の介護予防訪問看護を行う場合	注 特別地域介護予防訪問看護加算	注 中山間地域等における小規模事業所加算	注 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	注 緊急時介護予防訪問看護加算(※)	注 特別管理加算	
イ 指定介護予防訪問看護ステーションの場合	(1) 20分未満 週に1回以上、20分以上の保健師又は看護師による訪問を行った場合算定可能 (310単位)	×90/100	×90/100	夜間又は早朝の場合 +25/100  深夜の場合 +50/100	30分未満の場合 +254単位  30分以上の場合 +402単位	+300単位	+15/100	+10/100	+5/100	1月につき +540単位	1月につき (I)の場合 +500単位 又は (II)の場合 +250単位	
	(2) 30分未満 (463単位)											
	(3) 30分以上1時間未満 (814単位)											
	(4) 1時間以上1時間30分未満 (1,117単位)											
	(5) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の場合 (302単位) ※ 1日に2回を超えて実施する場合は90/100											
ロ 病院又は診療所の場合	(1) 20分未満 週に1回以上、20分以上の保健師又は看護師による訪問を行った場合算定可能 (262単位)	×90/100	×90/100	夜間又は早朝の場合 +25/100  深夜の場合 +50/100	30分未満の場合 +254単位  30分以上の場合 +402単位	+300単位	+15/100	+10/100	+5/100	1月につき +290単位	1月につき (I)の場合 +500単位 又は (II)の場合 +250単位	
	(2) 30分未満 (392単位)											
	(3) 30分以上1時間未満 (567単位)											
	(4) 1時間以上1時間30分未満 (835単位)											
ハ 初回加算 (1月につき +300単位)												
ニ 退院時共同指導加算 (1回につき +600単位)												
ホ 看護体制強化加算 (1月につき +300単位)												
ヘ サービス提供体制強化加算 (1回につき +6単位)												

：特別地域訪問看護加算、中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、緊急時訪問看護加算、特別管理加算、サービス提供体制強化加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目  
 ※ 医療機器等を使用する者等特別な管理が必要な状態の者への月2回目以降の緊急的訪問については、夜間、早朝、深夜の加算を算定できるものとする。

4 介護予防訪問リハビリテーション費

基本部分		注 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	注 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	注 短期集中リハビリテーション実施加算	注 訪問介護計画を作成する上での必要な指導及び助言を行った場合	
イ 介護予防訪問リハビリテーション費	病院又は診療所の場合	×90/100	+5/100	1日につき +200単位	1回につき +300単位 (3月に1回を限度)	
	介護老人保健施設の場合					1回につき 302単位
ロ サービス提供体制強化加算 (1回につき +6単位)						

：中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、サービス提供体制強化加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目